

豊田市耐震等関連事業に係る補助金代理受領に関する事務取扱要領

(目的等)

- 第1条 この要領は、豊田市が交付する耐震等関連事業に係る補助金において、当該補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の一時的な金銭的負担を軽減するため、耐震等関連事業に係る契約を締結した者が申請者の委任を受け当該補助金の受領を行う場合（以下「代理受領」という。）の手続について必要な事項を定めるものとする。
- 2 次に掲げる事業における補助金の受領については、この要領に定めるところにより代理受領制度を利用できるものとする。ただし、代理受領制度を利用できる申請者は法人（区分所有された住宅における建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する区分所有者の団体又は同法第47条第1項に規定する法人を除く。）その他の団体でない者に限る。
- (1) 豊田市民間木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱における補助事業
 - (2) 豊田市非木造住宅等耐震化促進事業補助金交付要綱における補助事業
 - (3) 豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金交付要綱における補助事業
 - (4) 豊田市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱における補助事業
 - (5) 豊田市ブロック塀等撤去奨励補助金交付要綱における補助事業
 - (6) 豊田市民間建築物吹付けアスベスト等対策事業補助金交付要綱における補助事業
 - (7) 豊田市空家解体促進費補助金交付要綱における補助事業

(定義)

- 第2条 この要領における用語は、前条第2項各号に規定する補助金交付要綱において使用する用語の例による。
- 2 この要領において「耐震等関連事業」とは、前条第2項各号に規定する補助事業をいう。
- 3 この要領において「事業者」とは、申請者と耐震等関連事業に関する契約を締結した者をいう。

(届出)

- 第3条 耐震等関連事業の補助金の受領において、代理受領制度を利用しようとする申請者は、補助金交付申請書を提出する際に、代理受領届出書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(届出確認の通知)

- 第4条 市長は、前条の規定による届出を受けたときは、その内容を確認のう

え代理受領届出確認通知書（様式第2号）を申請者へ送付するものとする。

（届出の取下げ）

第5条 前条の規定による通知を受けた申請者が、代理受領を取りやめようとするときには、事業完了の実績報告をする前までに、代理受領届出取下届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 申請者が、耐震等関連事業の遂行が困難になり、事業の中止、取下げ又は廃止の届出等を提出した場合は、前項の規定による届出を提出したものとみなす。

（届出内容の変更）

第6条 申請者は、第4条の規定による通知を受けた後に届出の内容に変更が生じた場合は、代理受領届出変更届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を提出した申請者に対し、代理受領届出変更確認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（補助金の代理受領）

第7条 第4条または第6条第2項の規定による通知を受けた申請者は、事業完了の実績報告をするときに、代理受領に係る委任状（様式第6号）を提出しなければならない。ただし、第5条の規定による取下届を提出した場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の代理受領に係る委任状に基づき、申請者の受任者たる事業者へ補助金を交付するものとする。

3 事業者は、前項により受領する補助金の額に相当する額を、耐震等関連事業の経費として申請者へ請求する額から控除するものとする。

（利用の取消し）

第8条 市長は、申請者又は事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、代理受領の利用を取り消すことができる。

(1) 耐震等関連事業の補助金の交付決定を取り消した場合

(2) 代理受領届出確認通知書または、代理受領届出変更確認通知書の受領が確認できない場合

(3) 虚偽の届出その他不正の行為があると判明した場合

(4) 法令又はこの要領に違反した場合

(5) その他市長が代理受領制度の利用を不相当と認めた場合

（書類の保管）

第9条 代理受領制度を利用した申請者及び事業者は、代理受領に係る関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない

い。

(その他)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。